

## きくち整形外科通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団 晃啓会が開設するきくち整形外科が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 きくち整形外科が実施する指定通所リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

2 指定通所リハビリテーション等の実施に当っては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 きくち整形外科通所リハビリテーション
- 2 所在地 東京都調布市深大寺東町2-23-5 深大寺メディカルビル301  
TEL：042-443-0055  
FAX：042-443-0075

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 指定通所リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 医師（管理者） 1名 （常勤 1名）  
医師は、指定通所リハビリテーション等の計画策定に従事者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う。
- 2 従事者  
理学療法士 3名 作業療法士 1名 柔道整復師 1名 リハビリ業務  
介護・事務職員 11名 介護業務・送迎業務・事務業務

（営業日及び営業時間）

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 平日 午前8時30分～午後5時30分
- 2 土曜日 午前8時30分～午後1時30分  
木曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始及び当法人が指定した日を除く。
- 3 サービス提供時間帯  
平日 午前9時00分～午後12時10分、午後1時30分～午後4時40分  
土曜日 午前9時00分～午後12時10分

（指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員）

第7条 事業所の1日の利用定員は、1単位37名、2単位37名の計74名とする。

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第8条 指定通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

- (1) 健康チェック
- (2) リハビリマネジメント(介護給付)
- (3) 運動器機能向上(介護予防)
- (4) 送迎サービス

2 指定通所リハビリテーション等は、医学的管理のもとに要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。

(1) 目的

ADLの低下防止、QOLの維持・向上、ねたきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ① 運動療法
- ② 物理療法
- ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
- ④ 自助具使用訓練
- ⑤ 日常生活動作に関する訓練
- ⑥ 治療用ゲーム、手工芸用品を使用した趣味的訓練

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が機能訓練室を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たって、体調不良等によって指定通所リハビリテーション等に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は

【調布市】深大寺元町、深大寺東町、深大寺南町、深大寺北町、佐須町、柴崎、西つつじヶ丘1~2丁目  
【三鷹市】中原1~4丁目、新川 とする。

(利用料その他の費用の額)

第12条 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その1割から3割の額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。
- 3 利用者の都合によりサービスを中止する場合は、重要事項説明書に記載されたキャンセル料を徴収する。利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情の場合は除く。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第14条 当事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 指定通所リハビリテーション等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

- 1 従業員の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団晃啓会きくち整形外科が定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
  - (2) 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。

付則 この規程は平成28年10月1日施行する。

平成29年4月1日 改定

平成30年4月1日 改定

令和2年4月1日 改定

令和5年1月1日 改定

令和6年4月1日 改定